

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

東城カード事業協同組合発行の「東城ニコニコカード」について


平素は、ご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

東城カード事業協同組合発行の「東城ニコニコカード」につきましては、2019年5月25日(土)をもちまして利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項等の規定に基づき、下記のとおり払戻しを実施させていただきます。

プリカ残高のある「東城ニコニコカード」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. ご利用終了及び払戻し対象となるプリペイドカードについて

下記掲載のとおり

	表	裏
プリペイドカードの保有者はここに金額が表示される。		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">【ご注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プリペイドカードとしてご使用の場合は上限10万円を限度としています。 ・このカードは本組合のカード会員規約に記載の各加盟店で使用できます。 ・このカードは他人に譲渡しないでください。 ・このカードを拾得された方は下記へご連絡ください。 ・このカードはポイント・プリペイドの残高を表面に表示しております。 ・このカードの利用上必要な注意その他詳細については本組合のカード会員規約をご覧ください。 <p style="text-align: center; font-size: small;">発行／東城カード事業協同組合 〒7129-5121 広島県庄原市東城町川東1175 (東城町商工会) TEL (08477) 2-0525</p> </div>

この金額を確認

2. ご利用終了日

2019年5月25日(土)

3. 払戻し期間

2019年6月4日(火)～2019年9月2日(月)

上記払戻し期間内に申し出がない場合、当該払戻し手続きから除斥されますので、ご注意願います。

4. お申し出方法及び払戻し方法

東城町商工会カード担当窓口「東城ニコニコカード」を持参していただき、返金申立書に振込指定口座等をご記入の上、払戻しの申し込みをしてください。

後日、当組合から電話連絡の上、プリカ残高をご指定の口座に全額振り込みます。

なお、振込手数料は当組合の負担とします。

5. 連絡先・お問い合わせ先

東城カード事業協同組合(東城町商工会) カード担当窓口

広島県庄原市東城町川東1175 東城町商工会内3F

08477-2-0525

受付・照会時間は 午前10時から午後5時まで(土、日、祝日は除く)

東城カード事業協同組合